

NPO 法人「東三河後見センター」会報 第7号 08年10月10日発行

発行者:NPO法人東三河後見センター 電話(0533)80-2707

講演会と無料相談を開催します

相続問題と成年後見制度

高齢社会に伴うのは相続問題。自分の意思で自分の財産は処分したいが…。

日 時：平成20年11月23日(日) 14:00～16:20

14:00～15:30 講演「相続問題と成年後見制度」

講師：弁護士 中村成人氏(中村成人法律事務所)

15:40～16:20 個別無料相談(東三河後見センタースタッフ)

場 所：豊川商工会議所2階Aホール

参加費：1人1000円(東三河後見センター会員は無料です)

参加申込：所定の申込書に記入してFAXで、または電話で東三河
後見センター宛にお申し込みください。

多くの一般の方の参加を希望していますので、周りの方にもご案内ください。

新職員の紹介	10月1日から新たに古瀬修さんが職員となります。		
	氏名：古瀬 修 生年月日：昭和21年4月16日(62歳) 経歴：老人保健施設相談員(12年間) 資格：社会福祉士 介護支援専門員	(自己紹介) 一般の会社に23年間勤務の後、社会福祉士の資格をとり老人保健施設の相談員を12年間勤めました。退職後は地元で活動をと思いお世話をなる事となりました。性格は「ドジ」です。よろしくお願いします。	

実績→社会的評価→経営基盤の確立→法人の永続性確保

代表理事 長谷川卓也

はじめに・・・・

当法人は、開業一年半を迎えるに至りました。

この法人がめざすものは、成年後見制度を利用して、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が低下した人々の権利と利益を守ることです。一口で言えば「権利擁護のセーフティーネット」です。この法人に求められることの第一は、寄せられた相談に対し常に「問題を解決する」というゆるぎない姿勢を堅持することです。「セーフティーネット」というからには、最終的に問題解決を図る機関でなければならないからです。

そして第二は、法人の永続性です。成年後見制度では、ひとたび成年後見人等の職務につけば、ご本人が亡くなるまでその方の最善の利益を求めて行動する責任があります。後見人等の死などによってご本人に対する支援が途中で途切れたりすることのない「法人後見」をめざし、私たちはNPO法人を設立しました。この「法人後見」を持続させていくこと、即ち、「法人の永続性」は、相談者等からも評価され期待がよせられるところです。法人の永続性について、希望のもてる方針を法人として具体的に明らかにしていかなければなりません。

私たちの実績と社会的評価・・・・

△開業以来の実績は右表の通りです。

申立て件数と受任件数

(平成19年4月1日～平成20年10月10日)

類型	申立て 件数	受任 件数
後見	8	5
保佐	4	2
補助	8	5
合計	20	12

申立ての相談を受け、無事申立てに至ったものは20件、その内当法人が後見人等を受任したのは12件です。

申立ての類型別内訳は、後見8件、保佐4件、補助8件で保佐、補助の割合が一般より相当高いのが特徴です。

△実績が増えるとともに、相乗効果的に相談件数が増えてきました。今年1月から10月10日までに寄せられた相談の紹介経路を見たものが次の表です。

成年後見制度に関する相談の紹介経路

(平成20年1月1日～平成20年10月10日)

紹介経路	相談 件数	申立て 依頼件数
豊川市役所窓口	4	1
豊川市社会福祉協議会アプロンセンター	2	2
豊川市日常生活自立支援事業	2	1
豊川市地域包括支援センター	5	3
豊川市地域活動支援センター	1	
豊川市障害者地域生活推進センター	3	3
豊橋市障害者就労支援センター	4	4
新城市役所窓口	1	1
豊橋市民病院医療相談室	2	1
新城市民病院医療相談室	1	
金融機関	1	1
居宅介護支援事業所(ケアマネジャー) *	8	3
老人保健施設相談員	1	
精神障害者作業所(豊橋市内)	1	
紹介なし	3	
合 計	39	20

約9ヶ月間で、成年後見制度の利用についての相談が38件ありました。ここでは、電話による成年後見制度についての質問や簡単なアドバイスで済んだ相談は省いています。

39件のうち60%余の24件は市の窓口や市民病院、地域包括支援センターなど行政機関や準行政機関からの相談でした。

この内の16件は豊川市関係で、豊川市以外では豊橋市と新城市がありました。

行政機関、準行政機関以外では、居宅介護支援事業所のケアマネジャーからの相談が多く8件ありました。このうち4件は豊川市、豊橋市、新城市が各2件でした。

東三河後見センターの実績の伸長は当然、法人内に知識と経験を蓄積してきました。

それは成年後見制度の利用を必要としている人々が多く集まり、その取り扱いに苦労している諸機関の皆さんからは評価と信頼を高める結果をもたらしました。それが前頁の「紹介経路」の表が、意味することだと思います。

経営基盤の確立をめざして・・・・

前頁でも述べましたが、法人にとって「経営基盤の確立」を図ることは当然のことです。

ましてや、後見人等に妥当な報酬を払う見込みのない低所得の障害者でも成年後見制度を利用できるようにしたいという設立趣旨を尊重する東三河後見センターは、いっそうこのことが重要課題です。

△収入の確保

行政機関やご家族がずっと安心して東三河後見センターに相談や成年後見人等の依頼が出来るようするために、法人としては経営基盤の確立・安定を次のように考え <将来の収入構造の概念図> ています。収入基盤の第一は事業収入です。これは申立てに関わる相談支援料と後見人等受任の報酬が主な内容です。

第二は会費・寄付です。寄付との関連では、「認定NPO」の申請が、8月末に受理されています。順調に行けば年内に認証される見通しです。そうなれば寄付金が損金として落とせるようになり、寄付を広くお願いしやすくなります。

第三は行政との委託契約等による協働の推進です。これは、先の紹介経路一覧で見るとおり、すでに行政機関のニーズに応える実績をあげています。今後、協働関係をさらに明確にして、行政の市民サービスをいっそう充実させる段階にきたと考えています。

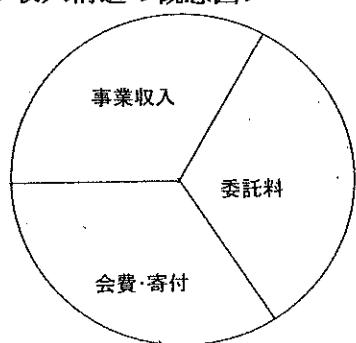
今後、双方のニーズがかみ合い、結果として市民サービスの充実につながる協働関係を探って行ければと考えています。

△ 人材の確保

事業収入、会費・寄付、行政からの委託(受託)料等により、必要な収入を確保したとしても、お金は矢張り手段です。法人においてお金を何に使うのかがポイントです。それは法人の永続性を保障する「将来を担う若手人材」の確保です。法人開業以来、事業に関わる実働部隊は60歳代が主力でした。専門知識を有し経験豊かなこれらの人材の存在は東三河後見センターの特徴であり、今後も重要な力です。

しかし、10年後、20年後の後見センターを担う若手の確保・育成がない限り、将来の心配はぬぐえません。現在、法人が受任している最年少者は22歳の知的障害者です。法人が受任するということは、この方たちが生きている限り法人を存続させ、最期まで本人が最善の利益を得られるように尽くす責任があるということです。

私たちは、この事業を、この法人をいつまでも継続させる覚悟をして、智恵と力を集め行動しなければなりません。



会員さん紹介

障害のある弟に間わり、生き方を変えた私

小林建築設計室 小林佳子

私は児童期、知的障がいのある弟の面倒をよくみさせられ、それを厭だと思うこともありました。それが私の生活だと思っていました。

私は成人して結婚し遠方で暮らすようになりました。母に対して、自宅にこもった弟の生活批判を、障がいのある弟を背負うのでなければ、何も言うべきではないと思っていた。当時、私は逃げていました。7年前母が急死し、弟は同居の兄との折り合いが悪く単独生活を余儀なくされましたが、入居できる施設が無く、障がい者だと言うと不動産会社に断られました。やっとの事でアパートが見つかりヘルパー支援を受け、精神障がい者小規模作業所に通所しました。

その頃、無慈悲な人はいるけれど、福祉の有り難さ・人々の善意の心の有り難さを身に沁みて感じました。兄弟の問題、無理解な医師や作業所の利用者本意でない姿勢など、弟が生き甲斐を持った生活を行う上で、数々の難問がありました。療育手帳を取得し医師を替え、私が成年後見人になりました。グループホームに入居し作業所を替え、弟の生活も安定し、詩の作成が好きな弟の詩集を出版しました。知的障がい者授産所では、昨年50歳の弟がジョブコーチ支援を受け、企業へ念願の就職が叶いました。

私は、弟やお世話をになった方々を見て、弱者の権利擁護や就労支援を行いたいと思い、住宅設計の仕事の傍ら、日福大通信教育部で勉強中です。弟だけではなく、大勢の人へ支援ができるようになりたいと思います。

障害年金専門の社会保険労務士として

社会保険労務士 中島由恵

全国でも数少ない障害年金専門の社会保険労務士として、日々、多くの障害者から国内外を問わず相談を受けています。相談の際、ほとんどの方が障害を持ったことの辛さと将来への不安を口にします。

私自身が足に障害を持つ身であるため、相談者の気持ちは障害を持つことになった当時の自分自身と重なり、支援者というよりも、同じ仲間として、年金以外の面でも何かしてあげられることはないかと思い、現在個人的に20人ほどの障害者に対して、継続的な生活支援や就労支援を行っています。日々の相談の中で、『知らなかつたために起こる不幸』が数多くあります。制度は知っている人だけのものです。

障害を持つことは、誰にでも起こりうることです。核家族化が進む中で、今は自分を支えてくれる家族がいたとしても、今後症状の悪化によって自分だけではできないことが増えた時に、そうした家族がいないというというケースも増えてくるはずです。その時に「成年後見制度」は有効に活用できる制度の一つであり、利用することで防げる不幸は必ずあると思っています。制度自体も、以前は「財産管理」に限られていましたが、改正によって「身上監護」として身の回りのことも管理してもらえるようになり、利用対象となる人の範囲は拡大したと思います。

最後に、東三河後見センターの活動が多くの人々に周知され、各市に支部ができ、さらに身近で利用しやすいものになることを心から願っています。



高齢者・障害者・権利擁護を学ぶ会

NPO法人東三河後見センター市民活動委員会では、毎月定例でさまざまな問題について学習会を行なっています。福祉や成年後見制度に関心のある方はどなたでもご参加ください。

場所： ウィズ豊川（豊川市社会福祉会館）
日時： 每月第3水曜日 午後7時から午後9時まで
参加費： 後見センター会員 無料 非会員 500円
内容： 東三河後見センター事業部の活動報告
月ごとのテーマによる学習会 今後の予定は下記のとおり
申込み： 不要（但し、資料作成の都合上、下記用紙にて連絡いただけます）

今後のスケジュール

11月19日： 障害者自立支援法と就労支援

（有）ウイング社長 金澤 良雄氏

12月17日： 相続と税金

岩附サポートセンター 岩附 佑治氏

（1月～3月の予定テーマ：実施月は未定）

1月21日： ● 障害年金制度の基礎知識

2月18日： 社会保険労務士 中島 由恵氏

3月18日： ● 精神障害者の自立について

● 他の成年後見センターとの交流

連絡先： 東三河後見センター TEL 0533-80-2707 FAX 0533-80-2708

東三河後見センターは、高齢者・障害者の権利擁護に関する事業を行い、東三河における成年後見制度の利用促進を図り、高齢者・障害者の権利と利益を守り、もって地域福祉の向上に寄与する事を目的（当法人定款第3条）とします。高齢者・障害者が生涯その人らしい生活ができるよう「権利擁護のセーフティーネット」を目指しています。

後見センター市民活動委員会 行き

月 学習会に参加します。

お名前 _____

連絡先 _____

市民活動委員会報告

東三河後見センター 古瀬 修 (10月例会講師)

10月例会テーマ「介護保険と高齢者施設」

10月15日の市民活動委員会は、東三河後見センターの古瀬が講師となって「介護保険と高齢者施設」というテーマで学習会を行ないました。

参加者には老人介護の関係者が少なかったため、介護保険制度の解説から話を進め、介護保険制度での施設には、特別養護老人ホーム(特養)、老人保健施設(老健)、介護型の療養型医療施設(療養型)の3施設がある事を説明しました。さらに、特養は常時介護が必要で在宅生活が困難な方の終身的な施設の位置づけ、老健はリハビリをして在宅復帰を図る施設、療養型は慢性病など長期の療養や医療管理をする施設である事、しかし、老健は入所期間が長期化して特養の待機施設的性格にもなっている事、療養型には介護保険で入院する施設のほかに医療保険で入院する施設もあり、現在病床の大幅削減中で、平成23年度末で介護保険型がなくなる事になっているなど、それぞれの施設の特質や現状を報告しました。また、介護保険で施設に入居・入所するにはどのような条件が必要かなども説明しました。

介護保険制度では、介護サービスとして在宅サービスと施設サービスがあり、在宅サービスとして扱われる施設入居もあって、例えば有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム、地域密着型の小規模特養などは、厚生労働省が、在宅は自宅だけを指すのではなく幅広く在宅を考えての扱いのものである事を説明しました。

多くの参加者で強い関心のあったものの一つが施設利用料で、具体的な施設を例に取り上げて、利用料の細かな内容を解説したうえで、トータルとしてどのくらいの費用が必要なのかを説明しました。また、施設利用料は施設の形態や部屋の形態などでも大きく変わる事、低所得者に対しては費用の減額により大幅な利用料の削減が可能である事など、複雑な料金体系の概要を説明し、低所得者に対する費用減額の大きさに参加者の関心が寄せられました。

介護保険制度では、施設入居・入所者に対する拘束は禁止となっており、その点について参加者から質問があり、介護保険施設では緊急やむをえない場合を除き拘束は禁止されている事、緊急やむをえない場合についても、拘束が一時的なものであるなどいくつかの条件があり、実施についても厳格な手順が求められているとの説明を行ないました。

最後に、今後老人介護の分野では認知症への理解と対応が特に重要になってくるという立場から、認知症簡易検査で頻繁に使われる「長谷川式認知症スケール」の説明を行い、参加者全員で長谷川式認知症検査の試行をしてその理解を図りました。

会費納入のお願い

平成20年度会費を下記口座にお振込みくださいようお願いいたします。

振込先

豊川信用金庫 本店

店番 001 口座番号 3376670

口座名義 特定非営利活動法人東三河後見センター

代表理事 長谷川卓也

